

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始について、次のとおり公告する。

令和8年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

1 事業名

遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業

2 事業概要

本事業は、公共施設等マネジメントの視点を踏まえ、遊亀公園・附属動物園における公募対象公園施設及び特定公園施設の施工等を公募設置等管理制度（Park-PFI）により実施するものである。

なお、選定事業者を地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定することを予定している。

3 事業期間

「（仮称）遊亀公園・附属動物園に係る指定管理者を指定する議案」等の可決日から令和30年3月31日まで

4 参加資格要件等

（1）応募者の資格

ア 応募者は単独の法人（以下「応募法人」という。）又は複数の法人で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）に限る。

イ グループで応募する場合は、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めるものとする。

ウ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととする。

- エ 応募法人等の内で、指定管理業務（特定公園施設の管理・運營業務を含む公園及び動物園の管理・運營業務）を実施する法人を定めるものとする。
- オ 応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を定めるものとする。
- カ 応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の施工業務を実施する法人を定めるものとする。特定公園施設の施工業務を担う構成法人は、本市の入札参加資格の「造園工事」で登録されている者を必ず含むものとする。
- ク 応募法人等は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととする。

(2) 応募条件

応募法人等は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできない。

(3) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する者は、応募することができない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされている者
- エ 本市の指名停止を受けている者
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過していない者
- カ 次に該当する者
 - (ア) 暴力団（甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項第2号に規定する暴力団

員をいう。)、暴力団員等(甲府市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1項第3号に規定する暴力団員等をいう。)、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団、その他これに準ずる反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者

(イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力等を利用するなどをしたと認められる者

(ウ) 役員等が、反社会的勢力等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(エ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員

(オ) 国税及び地方税に滞納がある者

キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

5 手続き等

(1) 要項等の配布

「遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業募集要項」等を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込みの方法、提出期限及び提出先等については、募集要項等を参照すること。

6 連絡先

甲府市 まちづくり部まち開発室公園緑地課動物園整備係(本庁舎8階)

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-223-6101

FAX 055-232-4834

メール tosikoen@city.kofu.lg.jp